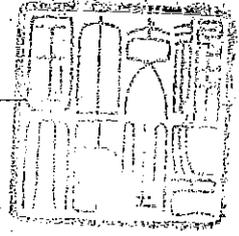


国 営 管 第 7 2 号
平 成 2 8 年 6 月 2 0 日

社会資本整備審議会
会 長 三 村 明 夫 殿

国土交通大臣 石 井 啓



諮 問

下記の事項について、ご意見を承りたい

記

官公庁施設整備における発注者のあり方について

社会資本整備審議会への諮問について

1. 諮問

官公庁施設整備における発注者のあり方について

2. 諮問理由

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成 26 年 6 月に改正され、公共工事の品質を確保するため、予定価格の適正な設定や適切な工期設定等、発注者の責務が定められた。

また、横浜市の分譲マンションに端を発した基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて設置された「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」がとりまとめた中間報告（平成 27 年 12 月）において、建築工事の発注者も含めた関係者がそれぞれの役割と責任を果たすことが求められた。

さらに、「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会」において、民間工事における請負契約等の適正化の観点から、発注者を含めた建築工事に携わる関係者の基本的役割等に関する方策が審議されている。

国民共有の財産である官公庁施設の整備にあたっては、適正なコストや工期の下に必要な品質を確保するためには、発注者が事業目的に応じた「品質、コスト、工期」を適切に設定した上で設計・工事等の発注に反映するとともに、企画から調査、設計及び施工に至る各生産プロセスを通じて「品質、コスト、工期」を適切なものとするなど、発注者としての役割や責任を果たすことが必要不可欠である。

一方で、官公庁施設整備に係る発注者については、その体制や技術力は多様であることから、発注者によっては施設整備に関わる基準類等が十分に活用されていない場合や発注者としての役割や責務を十分に果たすことが困難となっている場合もある。

このような状況を踏まえると、官公庁施設整備を的確に行うためには、官公庁施設整備における発注者の果たすべき役割や責任を明確にするとともに、体制や技術力等の要因によって発注者としての役割や責務が十分に果たされていないと思われる発注者に対する支援のあり方を示すことが喫緊の課題である。

以上のことから、「官公庁施設整備における発注者のあり方」について諮問するものである。

国社整審第22号
平成28年6月28日

建築分科会
分科会長 深尾 精一 殿

社会資本整備審議会
会長 三村 明夫



官公庁施設整備における発注者のあり方について（付託）

平成28年6月20日付け国営管第72号により当審議会の意見を求められた官公庁施設整備における発注者のあり方については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、建築分科会に付託します。

国社整審(建)第23号
平成28年7月25日

社会資本整備審議会
建築分科会
官公庁施設部会
部会長 大森 文彦 殿

社会資本整備審議会
建築分科会
分科会長 深尾 精一

官公庁施設整備における発注者のあり方について(付託)

平成28年6月28日付国社整審第22号により当分科会に付託された官公庁施設整備における発注者のあり方については、社会資本整備審議会運営規則第9条第2項の規定により、当分科会官公庁施設部会に付託する。